

1. Press Releases/Topics

キャッシュレス・消費者還元事業

(キャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引支援)
中小店舗の登録はお済みでしょうか？

目次

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 経営教室
- 4 産学連携情報

2019年の消費税率引上げに伴う、需要平準化対策とキャッシュレス化の促進を目的とした、キャッシュレス・消費者還元事業の開始が迫っています。

本制度により、キャッシュレス決済(クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコードなど)を利用すると、個別店舗(5%)、フランチャイズ加盟店など(2%)が利用者に還元されます。

また、中小・小規模事業者は、決済事業者に支払う加盟店手数料の1/3の補助を受けることができます。

さらに、中小・小規模事業者は、キャッシュレス決済を導入する際の端末等導入費用の1/3を決済事業者が負担することを前提に、残りの2/3の補助を国から受けることができます。

本制度を利用するには、決済事業者経由で中小店舗の登録を行うことが必要です。

制度概要

名称	キャッシュレス・消費者還元事業		
実施期間	2019年10月～2020年6月(9か月間)		
対象となる決済手段	クレジットカード・デビットカード・電子マネー・QRコードなど		
照会先	株式会社十六カード営業企画部	TEL	058-263-1116
	十六銀行のお取引店		
	十六銀行 法人営業部 地域開発グループ	TEL	058-266-2523

消費税軽減税率対策補助金受付中です。

消費税軽減税率制度開始に備えた、レジや受発注システムの導入・改修に対し受けることができる補助制度です。

2019年9月30日までに導入・改修・支払いを完了し 2019年12月16日までに補助金を申請する必要があります(類型B-1型の申請期間はすでに終了しています)。

3つの申請タイプがあります。

<A型>

軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために複数税率対応レジまたは区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等を発行する券売機を導入または改修する必要のある事業者が使える補助金です。

<B型>

軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に取扱うために、電子的受発注システムの改修・入替を行う必要がある事業者が使える補助金です。

<C型>

軽減税率に対応するために必要となる区分記載請求書等保存方式に対応した請求書管理システムの改修・導入を行う必要がある事業者が使える補助金です。

名 称	消費税軽減税率
申請受付期限	2019年9月30日までに導入・改修・支払いを完了し2019年12月16日までに補助金を申請(事前申請が必要なB-1型の申請期間はすでに終了)
補助額 補助率	タイプにより異なります。
照会先	中小企業庁 軽減税率対策補助金事務局 ホームページ http://kzt-hojo.jp/appliant/about/index.html

■ 法律相談会・・・開催日の2日前までに事前予約要(無料)

十六総合研究所会場 (十六ビル7階)		
9月3日	(火)	13:45～15:05
9月10日	(火)	13:45～15:05
9月17日	(火)	13:45～15:05
9月24日	(火)	13:45～15:05

(渡辺弁護士／お1人さま20分)

PLAZA JUROKU名古屋支店会場 (名古屋ビル17階)		
9月3日	(火)	13:30～15:00
9月10日	(火)	13:30～15:00
9月17日	(火)	13:30～15:00
9月24日	(火)	13:30～15:00

(山口弁護士／お1人さま30分)

※会場は山口敬二法律事務所（JR名古屋駅徒歩5分）に変更される場合があります。

■ 税務相談会・・・事前予約要(無料)

十六総合研究所会場 (十六ビル7階)		
9月4日	(水)	13:00～16:00
9月19日	(木)	13:00～16:00

PLAZA JUROKU名古屋支店会場 (名古屋ビル17階)		
9月12日	(木)	13:00～16:00

PLAZA JUROKU岐阜支店会場 (岐阜スカイウイング37 東棟1階)		
9月5日	(木)	13:00～16:00

星が丘支店会場		
9月18日	(水)	13:00～15:30

(全会場 小野税理士／お1人さま30分)

北長良支店会場		
9月11日	(水)	13:00～15:30

※諸事情により、開催日・会場が変更になる場合がありますので、本サービスの利用をご検討の際は、お取引店にご相談ください。

2. 公的機関情報

➤ **第2回 海外ビジネス人材育成塾「輸出入船積実務（基礎編）」受講者募集**

募集期間 8月21日（水）定員になり次第締め切り

主催	(公財)岐阜県産業経済振興センター
日時	1日目 2019年9月4日(水) 9:30～17:00 2日目 2019年9月6日(金) 9:30～17:00
会場	OKBふれあい会館(県民ふれあい会館)4階 405 会議室 岐阜市藪田南 5-14-53
内容	1日目 *貿易実務のポイント*輸出のながれ、輸出者の仕事説明*I/V(送り状)の説明 *P/L(包装明細書)の説明・作成練習*コンテナ輸送の説明 *DVD鑑賞(コンテナ輸送)*専門業者の仕事説明*海上運賃の説明 *航空貨物輸送 2日目 *B/L(船荷証券)の説明・作成練習*L/C(信用状)取引の説明 *L/Cを読む練習*DVD鑑賞(専門業者の仕事)*L/Cと買取業務 *輸入のながれ*輸入者の仕事*関税の説明*個別指導 講師: 木村雅晴事務所 代表 木村雅晴氏
対象	岐阜県内の中小企業者、岐阜県内にお住まいの方等 *貿易実務未経験者～実務経験1年未満の方
定員	24名
参加費	7,500円
申込方法	ホームページの専用申込フォーム または申込書(ホームページよりご案内チラシをダウンロード)をFAX
照会先	(公財)岐阜県産業経済振興センター 経営支援部 取引課 https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2019061801/index.asp

➤ **「中小企業等経営強化法」に関する説明会**

募集中 定員に達した場合締め切り

概要	中小企業等経営強化法の説明会です。同法は中小企業者等が策定する経営力向上計画を国が認定し、税制措置等により中小企業等の経営強化を図るものです。
日時	2019年9月19日(木) 10:00～11:30
場所	中部経済産業局2階 大会議室 名古屋市中区三の丸2丁目5番2号
定員	40名
その他	・ご参加は各社(各機関)2名まででお願いします。 ・1時間の説明後、全体の質疑応答、個別のご質問対応の時間を設ける予定です。 ・開場は20分前です。 ・入館手続き時に、本人確認書類(運転免許書等)が必要です。
募集方法	ネット上の専用フォームにてお申込み https://www.chubu.meti.go.jp/c13keiei/keieikyouka/keieikyouka_setumeikai.html
照会先	中部経済産業局 産業部 経営支援課 経営力向上室

➤ ロボット導入・活用セミナー

～ロボットによる自動化システム構築のポイント～ 参加者募集

申込期限 8月30日（金）定員になり次第締め切り

日時	2019年9月5日(木) 10:00～17:00(受付開始9:30)
会場	OKBふれあい会館(県民ふれあい会館)14階 展望レセプションルーム 岐阜市藪田南5-14-53
講師	TSF自動化研究所 代表 村山省己氏 (東海大学工学部機械工学科 元教授)
主催	(公財)岐阜県産業経済振興センター
対象	岐阜県内に本社または製造拠点をおく企業の担当者
講義のポイント	1) ロボットの導入に必要な知識と、導入の事前準備 2) ロボットを活用して生産の自動化を行う場合に必要な知識 3) 自動化設備や、ラインレイアウトを設計する上で必要な技術 ロボットは、導入すればすべての問題が解決する万能なものではありませんが、作業に見合った設備を適材的所に導入することでその効果を最大限に引き出すことは可能です。ロボット導入のためには、正しい知識を学び、理解した上、ロボットで代替する作業を決めて導入していく必要があります。 本講座は、ロボットを活用した自動化の手法や考え方、自動化設備の設計ノウハウ、ロボットを導入する前にやっておくべき改善について具体例をもとに解説します。
対象	岐阜県内の中小企業者、岐阜県内にお住まいの方等 *貿易実務未経験者～実務経験1年未満の方
参加費	無料
申込方法	ホームページの専用申込フォーム または申込書(ホームページよりご案内チラシをダウンロード)をFAX
照会先	(公財)岐阜県産業経済振興センター 経営支援部 取引課 https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2019072201/index.asp

➤ 令和元年度第3回モノづくりセミナー」参加者募集

【募集期間】定員になり次第終了

概要	経営者を対象に、会社や事業の将来像をどう描き、どう計画を実践していくか、一緒に考えながら気付きの機会を模索するセミナーです。 経営者に限らず、中小企業の皆様など、多数のご参加をお待ちしております。
対象者	中小企業の皆様など
日時	2019年9月18日(水) 13:30～15:30
場所	OKBふれあい会館 4階 405号室 (岐阜市藪田南5-14-53)
費用	無料
定員	20名(先着順)
テーマ	身の丈に合った会社経営と海外進出
内容	1. 大企業と中小企業、そんなに違うの？ 2. 自分なりの考え方の枠を持つ、「分ける」が基本 3. 中小企業の戦わない方法 4. 異文化理解って何？ 5. まずは、日本から
講師	山田壮一氏(モノづくりコーディネーター 経営担当)
申込方法	インターネットからのお申し込みとなります。 https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2019072202/index.asp

照会先	(公財)岐阜県産業経済振興センター 産業振興部 総合支援課
-----	-------------------------------

➤ **ロボット・IoT無料見学会**

予約不要！参加無料！

運 営	岐阜県ロボットSIセンター
内 容	ボトル組立ロボット、ボトル検査ロボット、ボトル梱包ロボット、アルミ袋検査ロボット、箱組立ロボット、搬送ロボット、管理ロボット、Sticker(IoTデバイス)、ヘルプモニター、生産稼働状況管理システムなどが、見学できます。
日 時	* 毎月第2水曜日 定期開催 午前の部 9:30～11:30 午後の部 13:30～15:30
場 所	アネックス・テクノ2 岐阜県成長産業人材育成センター (各務原市テクノプラザ1-21)
照会先	(株)VRテクノセンター 企画開発部SI課

➤ **<来場歓迎・入場無料>**

「中部大学フェア2019 人づくり・モノづくり・コトづくり・夢づくり」開催

開催日2019年9月12日

日 時	2019年9月12日(木) 10:00～16:00
会 場	中部大学キャンパス内 (愛知県春日井市松本町 1200)
内 容	◆特別講演 10:00～11:40 (特別講演のみネットでの事前申込が必要) 「失敗・危険を防ぐ力～アクティブラーニングのすすめ～」 講師 畑村 洋太郎(はたむら ようたろう) 氏 (東京大学名誉教授) (株式会社畑村創造工学研究所 所長) (特定非営利活動法人「失敗学会」 理事長) ◆ブース形式による研究シーズ発表 12:30～16:00 技術相談・知的財産相談、施設見学会も併催します。 ◆特集ミニ講演会 13:00～
照会先	中部大学 研究支援部 Eメール: kensien@office.chubu.ac.jp 詳細はこちらから https://www3.chubu.ac.jp/collaboration/news/25006/

3. 経営教室

国際税務教室

国外で支払われる少額な給与の確定申告

日本の居住者が国外に所在する外国法人より、二ヶ所目以降の給与（以下、「従たる給与」とします。）の支払を受ける場合も散見されます。このような給与は少額であれば、いわゆる給与所得者の申告不要制度により確定申告をする必要はないのでしょうか。

給与所得者は、給与等の金額が2,000万円以下であれば、給与の支払者による年末調整事務を通じて所得税の精算がされることから、確定申告は不要とされています。さらに、その場合において、二ヶ所以上から給与の支払を受ける場合や、他の所得がある場合においても、それらが一定の金額（20万円）以下の場合には、確定申告は不要とされています（以下、「給与所得者の申告不要制度」とします）（※1）。このことから、国外に所在する外国法人から日本の居住者に支給される従たる給与についても、その金額が一定の金額を超えないような少額の場合には、給与所得者の申告不要制度により、申告の必要がないものと考えがちです。

しかし、二ヶ所以上から給与の支払を受ける場合において、給与所得者の申告不要制度が適用されるのは、それら給与の全てが、所得税の源泉徴収が行われる給与の場合に限られます（※2）。したがって、所得税の源泉徴収の規定が適用されない給与等の支払を受ける場合には、当該制度の適用は受けられません。国外において支払われる給与の場合、わが国の所得税の源泉徴収の規定は適用されません。したがって、このような給与等の支払を受ける場合には、当該給与が一定の金額以下であっても、給与所得者の申告不要制度の適用はなく、確定申告が必要となることから注意が必要です。（※1）所得税法121条。（※2）所得税基本通達121-5

国内税務教室

令和元年分の路線価等を国税庁が公表

国税庁は、7月1日、令和元年分の路線価等を公表しました。

路線価とは、ある地域の路線（道路など）に面した標準的な宅地1㎡あたりの土地評価額のことで、「相続税路線価」と「固定資産税路線価」の2つがあるとされています。

一般的には、「路線価」といえば「相続税評価」を指すことが多いと思われます（今回の国税局・税務署が決定するものが「相続税路線価」で、各市町村（東京23区内は東京都）が決定するものが「固定資産税路線価」となっております。なお、「固定資産税路線価」は原則として3年ごとに見直しされるものですが、土地の価格が下落した場合には、見直しの年を待たずに下落修正が行われることがあります。）。

今回の公表資料によると、都道府県庁所在都市の最高路線価の対前年変動率は、33都市で上昇、横ばいが13都市、下落は1都市となっております。ちなみに、岐阜は横ばい、愛知（名古屋）は上昇に該当しております（岐阜、愛知は前年も同様の結果）。

この「相続税路線価」は、相続税や贈与税の算定基準となる土地評価額で、国土交通省が毎年3月に公表する「公示地価」の8割程度が目安とされています（なお、固定資産税を課す基準となる「固定資産税路線価」は「公示地価」の7割程度とされています）が、いずれもその年の1月1日現在を評価時点としております（公示地価に比べて相続税路線価の公表が遅いのは、公示地価の調査地点に比べ、その調査地点（標準宅地）の数が10倍を上回るためと言われております）。

土地と言っても、実際に市場で売買される取引価格における過去の平均的な金額を指す「実勢価格」、上記の「相続税路線価」「固定資産税路線価」「公示地価」と様々な価格があり、時にこれを指して「一物四価」と言われております。

（「国際税務教室・国内税務教室」執筆者）

税理士法人 成和 / 社会保険労務士法人 成和 成和グループ代表 渡辺 基成

電話番号：058-295-7077 058-295-2055（岐阜事務所） / 052-433-2112（名古屋事務所）

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

4. 産学連携情報

今月号のテーマ

異種材料のレーザー接合技術
～金属と樹脂を迅速、簡便、高強度に接合できる～

名古屋工業大学大学院 電気・機械工学専攻 早川伸哉 准教授

<キーワード> 異種接合、接着材フリー、軽量化

レーザー光や放電の熱で材料の温度を上げて加工する、熱的な生産加工技術を研究している早川伸哉准教授。金属と樹脂という異種材料のレーザー接合や、炭素繊維強化樹脂（CFRP）の放電加工などの技術を開発するとともに、加工の際に起こる物理現象の解明と検証を行い、加工技術の生産現場での実用化を目指す。



◇接合面に形成した微細凹凸によって金属と樹脂の強固な直接接合を可能に

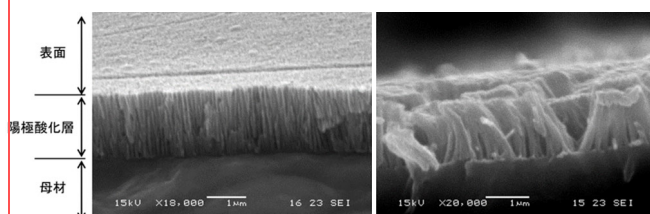
自動車の軽量化などを背景として、ネジなどの部品や接着剤を使わない、金属と樹脂の直接接合が注目されている。従来の同種樹脂同士のレーザー溶着法を応用し、接合する部材の一方の接合面に微細な凹凸を形成する前処理を施すことで、アルミニウムと熱可塑性樹脂であるアクリル（PMMA）との組み合わせなど、異種材料の直接接合を実現した。

熱可塑性樹脂同士をレーザー溶着する場合、レーザー光を透過する熱可塑性樹脂（透明樹脂）とレーザー光を吸収する熱可塑性樹脂（着色樹脂）を重ねて、透明樹脂側からレーザー光を照射すると、レーザー光は透明樹脂を透過して着色樹脂の表面（接合面）で吸収される。それにより着色樹脂が局所的に発熱し、その熱が熱伝導によって透明樹脂にも伝わるため、両材料が接合界面で局所的に熔融して接合される。

この方法を金属と樹脂のような異種材料の接合に応用するにあたり、前処理で接合面に微細な凹凸を形成することによって、レーザー光吸収率が増大し、双方の材料が細部に入り組んで抜けにくくなる「アンカー効果」の発現という利点が得られる。接合に用いる金属材料がアルミニウムの場合は、リン酸液に浸して約 40 ボルトの電圧をかける「陽極酸化」という方法で前処理を施すのが効果的。陽極酸化処理によってアルミニウムの表面に直径約 0.05 マイクロメートルの微細孔が無数に形成されるため、レーザー加熱で熔融した樹脂がその微細孔に流入し、櫛の歯がかみ合うような状態になり、強固な接合が実現している。（図 1 参照）

金属と樹脂を高強度に接合するのに適正な温度は 200 度前後。接合面の温度が低すぎる場合はアンカー効果が生じず、温度が高すぎる場合は樹脂が発泡したり、熱分解したりして不具合となる。安定した接合加工のためには、接合面の温度管理をする必要があり、レーザーを照射した状態で接合面の正しい温度を測定できるように、接合加工中に放射温度計を用いて接合面の温度を非接触測定を試みている。

今後は、接合強度のさらなる向上のため、レーザー接合の原理を追究し、チタン、マグネシウム、ステンレスなど、アルミニウム以外の金属についても、それぞれの金属と用途に適した前処理方法、条件を探り、実用化



(a)陽極酸化処理後のアルミニウム断面（接合前） (b)アクリル断面（接合後）

図 1 接合面の観察結果

を目指して研究を進める。

国立大学法人名古屋工業大学 産学官金連携機構
電話番号：052-735-5627

E-mail: c-socc@adm.nitech.ac.jp Website: <http://tic.web.nitech.ac.jp/>

※十六銀行の産官学連携支援サービスについてはお取引店にご相談ください。

編集・連絡先：

十六銀行 法人営業部
(058-266-2523)
愛知営業本部
(052-961-8761)

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。